

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和8年10月2日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

都心業務部長 富沢 純一

1 調達内容

- (1) 調達件名 日本橋横山町・馬喰町問屋街地区ソラビル避難扉交換業務
- (2) 調達品等の特質・数量等 仕様書による。
- (3) 履行期間 仕様書による。
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構東日本地区における業種区分「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル18階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 都心業務部事業推進第1課
電話 03-6880-8605

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限 令和8年10月8日(木) 16時00分

②提出方法 持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。なお、郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きすること。提出場所は上記(1)と同じ。

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

請書（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規定→入札関連様式・標準契約書等→当機構で使用する標準契約書等→請書（物品等）を参照）を作成するものとする。

(3) 見積りの無効 本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出より前に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

都心業務部事業推進第1課 担当：西崎（にしぎ）電話 03-6880-9012

以 上

オープンカウンター方式による見積合せ説明書

本説明書は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する調達契約に関し、オープンカウンター方式による見積合せに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項について、説明したものです。

なお、オープンカウンター方式とは、機構が調達する案件で独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第370条第1項第1号、第2号、第3号又は第6号（いわゆる少額契約）に該当する場合のうち、消耗品、備品等の物件の購入、印刷製本等及び役務その他の契約で適当な案件を、ホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方式です。

1 オープンカウンター方式による見積合せに付する事項

「オープンカウンター方式による見積合せの公示」（以下「公示」という。）に示すとおりとします。

2 見積参加者に必要な資格

公示に示すとおりとします。

3 見積方法

- (1) 見積参加者は、公示、仕様書、本説明書等を熟覧し、承諾のうえで、見積りを行わなければなりません。この場合において、当該調達について疑義がある場合は、機構に説明を求めることができます。ただし、見積書提出後、当該調達についての不明を理由として異議を申立てることはできません。
- (2) 見積参加者は、見積案件ごとに所定の書式による見積書により見積りをして下さい。
- (3) 見積書は、封かんの上、見積参加者の氏名等必要事項を明記し持参して下さい。ただし、機構においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができます。この場合には、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書きし、中封筒に必要事項を記載し、機構あての親書で提出して下さい。なお、電話、電報、電送その他の方法による提出は認めません。
- (4) 見積書の提出場所及び提出期限は、公示に示すとおりとします。
- (5) 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印をしなければなりません。但し、金額の訂正は認めません。
- (6) 見積参加者は、見積書を提出した後は、開封の前後を問わず、辞退をすることができません。また、引換え、変更又は取消しをすることもできません。
- (7) 見積参加者は、調達物品等の本体価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要す

る一切の諸経費を見積るものとします。

4 見積合せ

(1) 見積参加者の立会

見積合せは、公示において指定する日時に行います。なお、その際、見積参加者の立会は不要です。

(2) 参加者不在等の取扱

見積書の提出期限までに見積書を提出する者がいないとき又は見積合せをした場合において予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、機構が選定した者へ見積りを依頼することができるものとします。

5 公正な見積りの確保

(1) 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(2) 見積参加者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。

(3) 見積参加者は、契約の相手方の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

6 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とし、無効の見積りを行った者を契約の相手方として決定していた場合は、その決定を取り消します。

(1) 参加資格のない者が見積りをなしたとき

(2) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき

(3) 見積金額の記載を訂正したとき

(4) 見積者の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）の判然としないとき

(5) 1人で同時に2通以上の見積書をもって見積りを行ったとき

(6) 明らかに連合によると認められるとき

(7) 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき

7 契約の相手方の決定

(1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積りした者を契約の相手方とします。

(2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

(3) 見積合せの結果は、契約の相手方と決定した者へのみ、通知します。

8 契約保証金

契約の相手方と決定した者は、契約締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではありません。なお、契約保証金の納付の有無は、公示において示します。

9 契約の締結

契約の相手方と決定した者は、決定された日から7日以内に契約書、請書その他これに準ずる書面を作成し、契約を締結しなければなりません。ただし、契約書等の作成が不要とされた場合は、この限りではありません。なお、契約書等の作成の要否は、公示において示します。

10 見積参加者に求められる義務

見積参加者は、公示において求められた要件について、機構から説明を求められた場合は、機構が指定した期限までに見積参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

11 見積の参加制限

次の各号の一に該当する者にあつては、その事実のあった後2年間見積りに参加することができません。

- (1) 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 契約予定者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

12 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積参加者が負担するものとします。
- (2) 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対し追加資料の提出を求める場合があります。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 都合により見積合せを取りやめることがあります。
- (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由がなく、業務を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

以 上

別記様式第 2 号 【見積書（見積書に押印する場合）】

見 積 書

金

円也（税抜）

ただし、日本橋横山町・馬喰町問屋街地区ソラビル避難扉交換業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

都心業務部長 富沢 純一 殿

機構ホームページで公表されている

「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を下記に記載

登録番号

別記様式第2号 【見積書（見積書の押印を省略する場合）】

見 積 書

金

円也（税抜）

ただし、日本橋横山町・馬喰町問屋街地区ソラビル避難扉交換業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

都心業務部長 富沢 純一 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（電話番号） 1 ：

連絡先（電話番号） 2 ：

機構ホームページで公表されている

「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を下記に記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

【見積書記載例（見積書に押印する場合）】

見 積 書

金

円也（税抜）

ただし、日本橋横山町・馬喰町問屋街地区ソラビル避難扉交換業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

都心業務部長 富沢 純一 殿

実印又は使用印

（使用印の場合使用印鑑届の提出があること）

機構ホームページで公表されている

「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を下記に記載

登録番号

【見積書記載例（見積書の押印を省略する場合）】

見 積 書

金

円也（税抜）

ただし、日本橋横山町・馬喰町問屋街地区ソラビル避難扉交換業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

独立行政法人都市再生機構東日本都市
都心業務部長 富沢 純一 殿

連絡先は責任者と担当で2以上記載することが望ましいが、1つしか無ければ1つでも可。

責任者情報欄

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（電話番号） 1 :

連

連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

機

「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を下記に記載

登録番号

(封筒見本)

表

表面【見積書に押印する場合】

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
都心業務部長 富沢 純一 殿
(「日本橋横山町・馬喰町問屋街地区ソラビル避難扉
交換業務」見積書)

表面【見積書の押印を省略し、
持参または書留郵便で提出する場合】※2

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
都心業務部長 富沢 純一 殿
(「日本橋横山町・馬喰町問屋街地区ソラビル避難扉
交換業務」見積書)
押印省略

裏

封

住所・連絡先

氏名

※登録番号

※ 競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を記載すること。

なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。

提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること

※2 押印を省略する場合は、封筒表面に「(押印省略)」と朱書きすること。押印を省略し郵送で見積書を提出する場合は在席確認のため電話連絡をするので、必ず連絡先を記載すること。

仕様書

1 業務の名称

日本橋横山町・馬喰町問屋街地区ソラビル避難扉交換業務

2 業務の期間

契約締結日の翌日～令和8年12月31日(木)

3 履行場所

中央区日本橋横山町6-5 (ソラビル)

※位置図は別紙参照

4 業務の内容

東京都中央区日本橋横山町6-5 (ソラビル) において、下記の仕様において避難扉及び扉枠の交換業務を行う。

(仕様)

扉：丁番含むスチール FB6×40 1枚

扉枠：スチール PL t 1.6 W825×H2,005×D40

※シリンダー錠交換を含む

※業務箇所は別図「建物図面」参照

※隣地に配慮し、安全確保を行いながら作業を実施すること。

5 成果品

作業実施報告書（作業前・作業中・作業後の写真含む）

※報告書作成にあたっては、グリーン購入法の規定に基づく媒体を使用すること。

6 提出先

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 事業推進第1課

7 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、当機構担当者と十分な協議を行い、その指示に従うものとする。受注者の業務の実施状況に問題が生じていると当機構が判断した場合には、当機構から説明を求めることができるものとし、当機構が適切でないと判断するときは、当機構から改善を求めることができるものとする。
- (2) 本仕様書に記載なき事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、当機構担当者と協議し、その指示に従うものとする。
- (3) 当機構が貸与した資料等は、当機構担当者に無断で持ち出してはならない。
- (4) 関係権利者等第三者との打合せについては、相手方、内容等について当機構担当

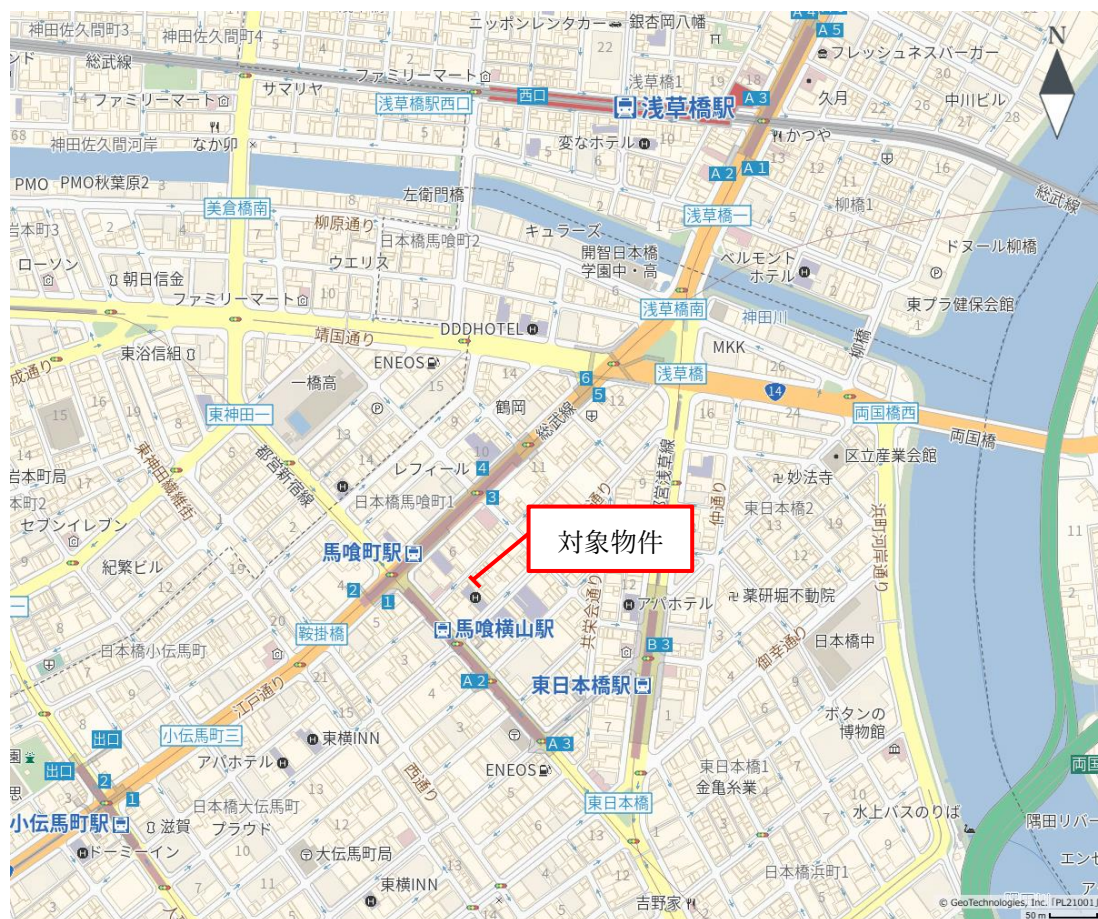
者の確認を得ずに行ってはならない。

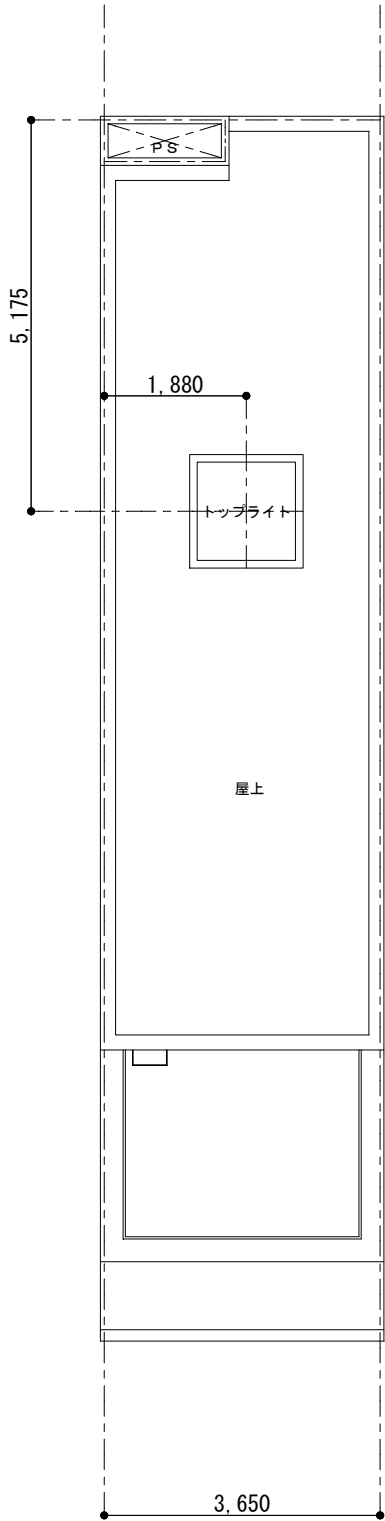
- (5) 本業務に伴い受注者が作成した資料について、著作権は受注者に帰属するものとするが、当機構は使用权を有するものとする。
- (6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - i) 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとあわせて、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ii) i) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により当機構に報告すること。
 - iii) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、当機構と協議を行うこと。

以 上

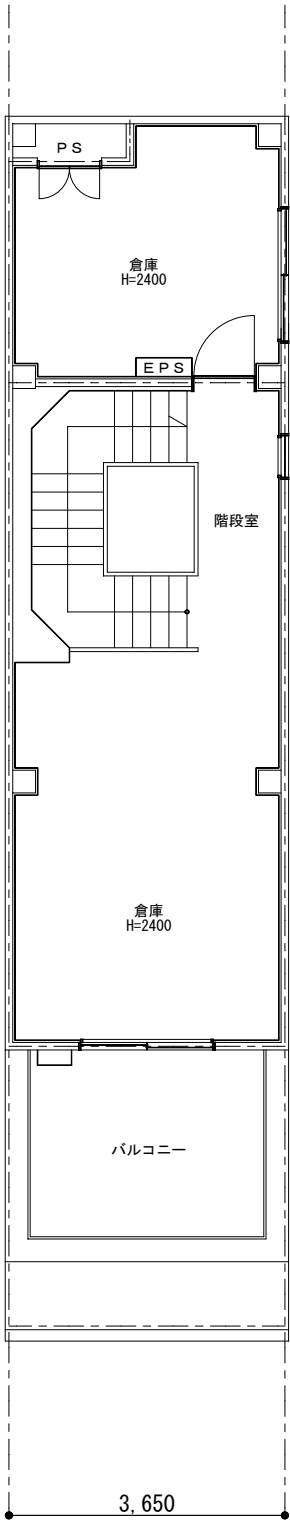
対象物件位置図

●位置図

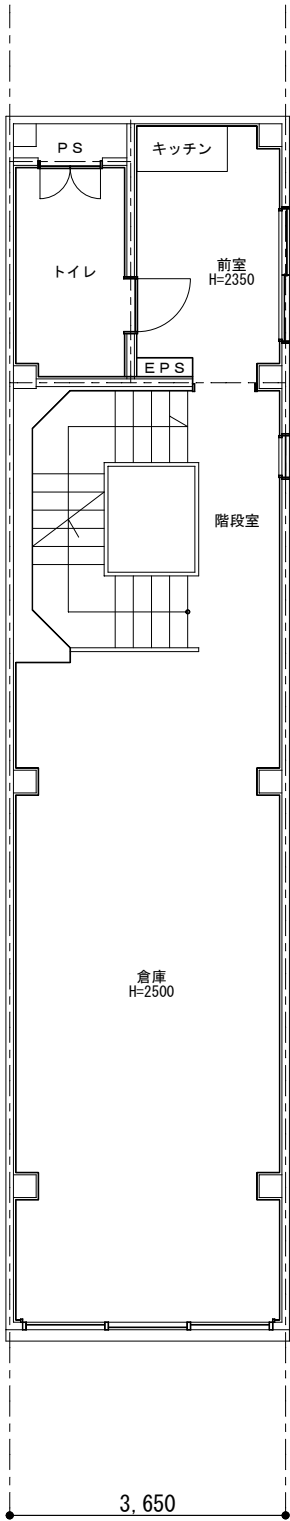




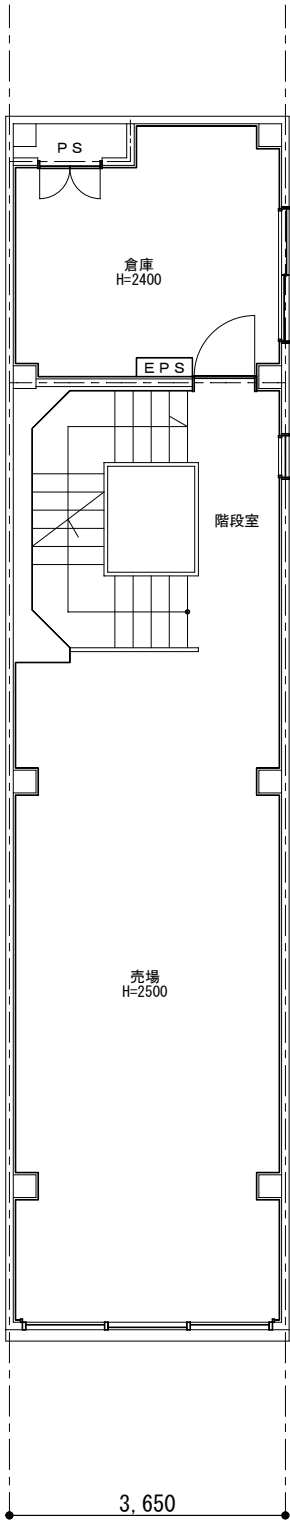
屋上平面図 S=1:100



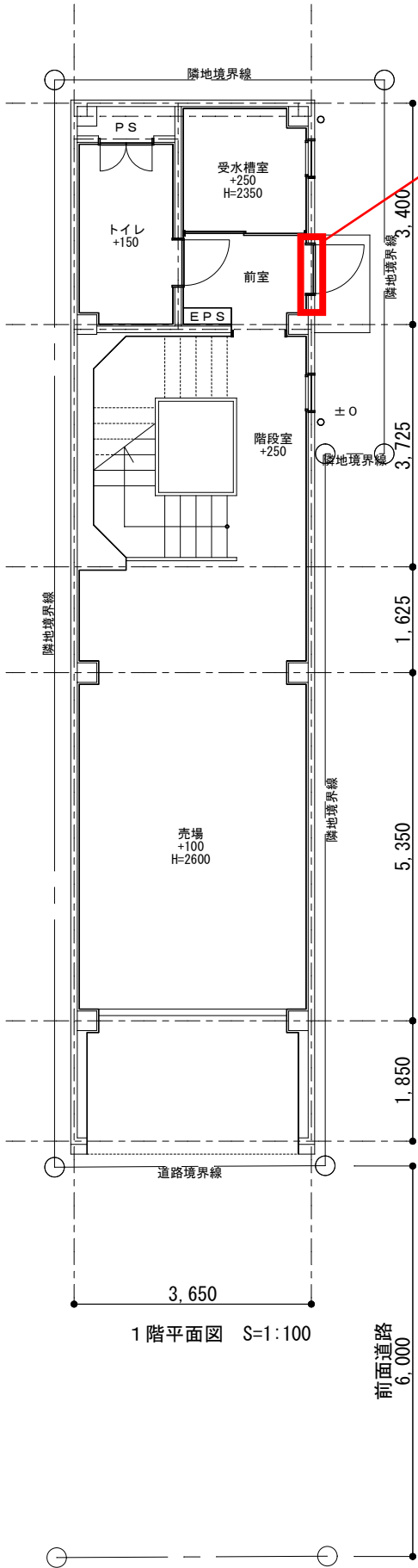
4階平面図 S=1:100



3階平面図 S=1:100



2階平面図 S=1:100



1階平面図 S=1:100

面積表		単位：㎡				
		1階	2階	3階	4階	計
専有床	道路側	24.98	32.21	32.21	18.7	206.45
	奥側	4.08	11.8	11.8	11.8	
階段室		8.46	11.44	11.44	11.44	
水回り		4.68	-	-	-	
廊下		7.89	-	-	-	
PS		0.88	0.88	0.88	0.88	17.89
テラス		7.22	-	-	-	
バルコニー		-	-	-	10.67	
計		58.19	56.33	56.33	53.49	224.34
		224.34				

請 書

- 1 役務の名称
中央区日本橋横山町・馬喰町問屋街地区ソラビル避難扉交換業務
- 2 役務の内容 仕様書のとおり。
- 3 履行期限 2026年 12月 31日
- 4 代金 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)

上記の役務提供については、以下の内容を確実に履行いたします。

- 1 役務は、履行期限までに貴殿の指定する方法により履行します。
- 2 役務の履行は貴殿が行う検査を経るものとし、検査の結果不合格となった役務については、これをやり直します。
- 3 前2項の記載事項を履行しないときは、損害賠償の責を負います。
- 4 前各項以外の事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議し、又は協議に応じます。

年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
都心業務部長 富沢 純一 殿

受注者

住所

氏名

印 ※1

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担 当 者(会社名・部署名・氏名):

※2 連絡先(電話番号) 1 :

連絡先(電話番号) 2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。